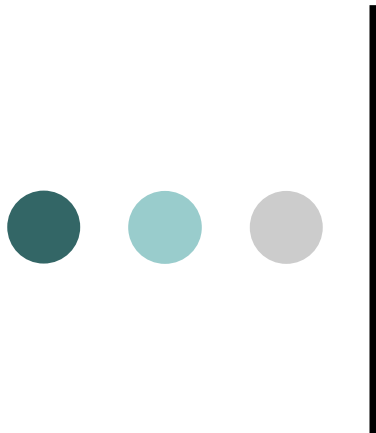




熊本市国民健康保険運営協議会資料

②その他

～令和7年度の委員改選について～

国民健康保険運営協議会関係法令(一部抜粋)

◎国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第十一条 第二項 国民健康保険事業の運営に関する事項(中略)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

◎国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)

第三条 第三項 法第十一条第二項に定める協議会(中略)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第四項 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

第四条 **協議会の委員の任期は三年**とする。(以下略)

第五条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。



これらの法令を受け、本市の例規(次頁)を整備

国民健康保険運営協議会関係例規(一部抜粋)

◎熊本市国民健康保険条例(昭和50年条例第3号)

第二条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(中略)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1)被保険者を代表する委員 5人
- (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3)公益を代表する委員 5人
- (4)被用者保険等保険者を代表する委員 3人

◎熊本市国民健康保険条例施行規則(昭和50年規則第20号)

第三条 協議会に会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。



これらの法令等により、現在委嘱されている委員の任期は今年(令和7年)の6月30日までとなっています。

そこで、今年の7月1日に、全委員を改選する必要があります。

改選の流れについて

◎各団体を代表されている委員

所属されている各団体に、市から推薦依頼を行い、推薦された方に委嘱します。

◎公募委員

公募を実施します。応募された方の提出書類及び面接にて決定し、委嘱します。



7月頃に開催予定の運営協議会において、委嘱状を交付します。
また、会長、副会長を選挙していただきます。